

平成31年度  
千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

平成31年4月  
千葉県・千葉労働局

## 趣旨・目的

千葉県と千葉労働局は、相互に連携し、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保の支援を図るため、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、平成28年8月4日に「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、千葉県が展開する産業振興施策や県内企業への人材確保を図るとともに、若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材が職場で活躍できるよう、一体となってそれぞれの強みを生かした取組みを進め「“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり」の実現を目指すため、協定に基づく「事業計画」を策定する。

### □千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

協定の目的達成のため、下記の事業に取り組む。

- 1 働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上
  - (1) 長時間労働の抑制及び生産性向上等のための支援
  - (2) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者への不合理な待遇差の解消
- 2 人材確保対策の総合的な推進
- 3 多様な働き手の参画
  - (1) 女性の活躍推進
  - (2) 若者や就職氷河期世代に対する就労支援
  - (3) 治療と仕事の両立支援
  - (4) 障害者の活躍促進
  - (5) 高年齢者の活躍促進
  - (6) 外国人材の受け入れの環境整備等
  - (7) ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進及び企業の人材開発への支援
- 4 一体的実施事業の推進
- 5 その他の連携した取組

千葉県雇用対策協定第2条の規定により、平成31年度において実施する事業を次のとおり定める。

## 1 働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上

### (1) 長時間労働の抑制及び生産性向上等のための支援

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進を始めとした「働き方改革」に取り組む。

また、生産性向上等の支援を目的とした労働関係助成金の周知を図るとともに、正社員就職実現に向けた長期高度人材育成コースを推進する。

#### 共同で実施する事業

千葉県の実情に応じた働き方改革を推進するため、労働局、千葉県、千葉市、労使団体及び金融機関等で構成される「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を運営し、ちば「働き方改革」共同宣言の具体的な行動案に基づき、共同事業の開催等を通じて県内企業の意識改革と気運の醸成、発注者等への配慮をはじめとした各種施策の促進に取り組む。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 働きながら安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進するため、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として登録し、ホームページ等で紹介するほか、事業所内保育所の整備に必要となる備品に対して、補助金を交付する。
- ② 県内企業において多様な働き方の普及や長時間労働の是正等が図られるよう、「働き方改革推進事業」において、企業向けセミナーや働き方改革アドバイザー派遣、テレワークの導入支援等を実施する。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、局幹部による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、各企業における働き方改革を推進する。
- ② 年次有給休暇の取得促進を図る取組として、連続した休暇を取得しやすいゴールデンウィーク、夏季及び年末年始のほか、10月の「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行う。また、労働者の睡眠時間や生活時間を確保するため、長時間労働が懸念される業種等を中心に勤務間インターバル制度の導入促進を図る。
- ③ 改正労働基準法（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時期指定義務等）、改正労働時間等設定改善法（勤務間インターバル）、及び改正労働時間等設定改善指針（年次有給休暇の早期付与の検討等）（平成31年4月1日適用）の周知他、弾力的な労働時間制度の労務管理に関する技術的な相談支援を行う「千葉働き方改革推進支援センター」の活用について中小企業・小規模事

業所に対して周知する。

- ④ 「生産性の向上を図る企業に対して助成の割増等を行う「生産性要件」が設定されている労働関係助成金について、地域の関係機関や事業主団体及び金融機関等との連携により、事業主に対して制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取組を支援する。
- ⑤ 働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、中小企業・小規模事業者が取り組みやすいように、事例等について労働局ホームページに掲載し、情報発信する。
- ⑥ 県内の全ての労働基準監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」により労働時間に関する法制度の周知及び指導を行うとともに、「労働時間相談・支援コーナー」において、主に中小規模の事業場への長時間労働の抑制のための助言・支援を行うほか、中小事業主に対する働き方改革関連法の周知のための説明会を開催する。
- ⑦ 過労死等防止啓発月間・「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）に千葉県と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、過労死等の防止、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知啓発に取り組む。

#### 「長時間労働の是正及び労働環境の整備・生産性向上のための支援」の目標

○ シンポジウム・セミナー実施回数 … 73回

## （2）同一労働同一賃金など非正規雇用労働者への不合理な待遇差の解消

非正規雇用で就労している労働者の希望や能力に応じた正社員転換や、正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消に向けて、企業に対して周知及びきめ細やかな相談対応・助言等を行う。また、キャリアアップ助成金の活用促進や労働契約法に基づく無期転換ルール等の周知啓発及び多様な正社員の普及促進を図るとともに、正社員就職に向けた積極的な支援を行う。

#### 共同で実施する事業

- ① 千葉労働局長、千葉県知事、千葉県教育長の連名により、県内の経済団体及び事業所に対して、若年者、女性、高年齢者、障害者等の雇用促進及び非正規雇用労働者の待遇改善を要請する。
- ② 「千葉県正社員転換・待遇改善実現地域プラン」に基づき、非正規雇用労働者の待遇改善、正社員就職促進の取組を推進する。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 若年者、女性、高年齢者、障害者等への安定した就労を支援するため、

個別相談や各種セミナー、企業との交流イベントを実施する。

- ② キャリアアップ助成金の活用促進及び労働契約法に基づく無期転換ルールの周知啓発に向けた協力を行う。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保のため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」に関する説明会を開催するなど、労使双方に改正内容の周知を図る。特に中小企業・小規模事業主等の理解・取組を促進するため、「千葉働き方改革推進支援センター」を活用した専門家によるきめ細かい相談支援を行う。また、改正法の周知に併せ、現行のパートタイム労働法の履行確保を図る。
- ② キャリアアップ助成金を活用した正社員転換・待遇改善の促進を図るとともに、「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」を活用し、離転職を繰り返すいわゆる就職氷河期世代の正社員就職を促進する。また、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、正社員就職を実現する長期の離職者訓練（以下「長期高度人材育成コース」という。）をはじめ、公的職業訓練への積極的な誘導を行う。
- ③ わかものハローワーク・わかもの支援窓口等において、フリーター等の正社員就職を実現するため、セミナー等の開催やトライアル雇用助成金の活用促進等の実施に加え、きめ細かい就職支援や職場定着支援を行う。
- ④ 無期転換ルールについて、無期転換ルールへの導入手順等をまとめたハンドブック等のツールを使用する等して、あらゆる機会を捉えて周知を図ると共に、無期転換制度導入に係る相談対応を通じた積極的かつ強力な導入支援等を行い、多様な正社員制度の導入も含めて無期転換ルールへの対応を促す。
- ⑤ 「派遣労働者セミナー」を開催し、派遣労働者が安心、納得して働けるよう、法制度及び労働市場の状況等、派遣労働者として働くために必要な情報提供を行うとともに、正社員を希望する者に対しては、個別の職業相談・職業紹介等を実施する。

#### 「同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善」の目標

- ハローワークにおける正社員就職件数 … 20, 422件
- ハローワークの職業紹介により  
正社員に結びついたフリーター等の件数 … 8, 815件
- パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書配付・周知  
企業数 … 1, 000社

## 2 人材確保対策の総合的な推進

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を促進するとともに、福祉、建設、警備、運輸など人手不足が深刻化している分野等及び地域の雇用対策を実施する。

### 共同で実施する事業

- ① 福祉分野における保育や介護等の職場のイメージアップや労働環境の整備等による総合的な人材の確保・定着を推進するため、千葉県福祉人材確保・定着推進協議会及び地域推進協議会の開催を通じて、情報共有を図る。
- ② 県内5か所のハローワークで、千葉県ナースセンターから出向いた就業相談推進アドバイザーが出張相談会を行い、看護職の再就業支援を推進する。
- ③ これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、保育士、介護福祉士等の資格取得を目的とした訓練コースを設定し、保育・介護分野への再就職を支援する。
- ④ 建設業については、千葉県や高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部（以下「機構千葉支部」という。）が施設内で実施する職業訓練の充実を図るとともに、厚生労働省の委託事業である建設労働者緊急育成支援事業を積極的に周知し、建設分野の職業訓練を推進する。
- ⑤ 福祉、建設、警備、運輸分野等の人手不足分野等について、千葉県と千葉労働局は、必要な情報を共有し、企業説明会や就職面接会等に係る周知広報への協力などの必要な連携を行う。
- ⑥ 千葉県魅力ある建設事業推進協議会（CCI ちば）を活用した建設業後継者育成のための取組として、労働局及びハローワークのジョブサポーター等と連携し、就職を希望する学生・生徒へ建設業の魅力を発信し、就労支援を行う。
- ⑦ 誘致・立地企業や事業拡大を行う企業等の雇用吸収力の高い分野等について、企業説明会や就職面接会等の人材確保支援を行う等地域の雇用対策に連携して取り組む。

### 千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との合同面談会などに取り組む千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。
- ② 企業の職場環境の改善・整備のため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業登録制度」、「事業所内保育所整備促進事業費補助金の交付」など、県内中小企業の人材確保に向けた魅力的な職場づくりの支援を行う。

- ③ 地方創生推進交付金を活用し、市町村や県内外の教育機関等と連携して人材を呼び込む「地域しごと支援センターちば事業」、県内条件不利地域内の中小企業等への就業を促進する「地域しごとマッチング支援事業」、中小企業の新事業展開等に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を促す「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を実施する。
- ④ 県内中小企業の魅力発信と若者の中小企業への理解促進や地元定着を図る「若者の中小企業理解のためのインターンシップ促進事業」を実施する。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 福祉、建設、警備、運輸等の人材不足分野を中心にハローワーク窓口及び労働局、ハローワーク職員による事業所訪問などあらゆる機会を通じて、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の必要性等について周知・啓発を行う。
- ② 金融機関との包括連携協定による相互連携等を推進し、生産性向上や「魅力ある職場づくり」に取り組む企業への助成（人材確保等支援助成金、キャリアアップ助成金 等）を行う。
- ③ 中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援するため、人材育成支援策やポリテクセンター千葉に設置された生産性向上人材育成支援センター等が行う在職者訓練について、活用が促進されるよう周知広報を行う。
- ④ 地方公共団体や地域の関係機関とも連携しつつ、福祉、建設、警備、運輸分野等の人材不足分野を対象として、「人材サービスコーナー（福祉・建設・警備・運輸のお仕事）」（ハローワーク千葉・松戸・船橋・成田）を中心に、求職者に対する就職支援や当該分野の求人者に対する求人充足サービスの提供など、人材確保に向けたマッチング支援を行う。
- ⑤ 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」を実施し、介護分野における「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図り、雇用管理改善による介護人材の確保を推進する。

#### 「人材確保対策の総合的な推進」の目標

- ハローワークにおける人材不足分野の就職件数 …9,393 件  
（介護・看護・保育・建設・警備・運輸分野）

### 3 多様な働き手の参画

#### (1) 女性の活躍推進

千葉県内の子育て期の女性の有業率は全国より下回っており、子育て期の女性の職場定着や就職を希望する女性の就業を推進するため、千葉県と千葉労働局は妊娠・出産しても継続就業が図られ、女性が持てる能力を十分発揮でき、働きやすい職場環境への取組を行う企業を育成し、併せて女性の潜在求職者を

開拓する。

さらに児童を扶養するひとり親の自立を促進するために家庭環境に配慮した多様なニーズに応じた就職支援に取り組む。

#### 共同で実施する事業

- ① 千葉県における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、千葉県男女共同参画推進連携会議・女性活躍推進特別部会や産業部会における構成団体の取組について情報共有し、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を図るために積極的な支援を行う。  
また、県内の中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けて共同して働きかける。
- ② 「えるぼし認定企業」や「くるみん認定・プラチナくるみん認定企業」、千葉県が表彰した「千葉県男女共同参画推進事業所」や「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」等の情報を共有するとともに、ホームページへの掲載等連携して周知を図る。
- ③ 千葉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における協議事項に基づき、「出張ハローワーク 全力サポートキャンペーン」等のひとり親に対する就労支援に係る周知・広報を実施する。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。
- ② 働きながら安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進するため、「働き方改革」の取組を推進するとともに、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として登録し、ホームページ等で紹介するほか、事業所内保育所の整備に必要な備品に対して、補助金を交付する。
- ③ 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性等に対し、生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング及びセミナーなど、再就職支援及び定着支援や、企業向けに女性社員を受け入れる環境整備等を図るセミナーを行う。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 女性活躍推進法の実効性確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」制度の周知及び取得促進、中小企業のための女性活躍推進事業及び両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の活用を図り、働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ② 妊娠・出産しても継続就労が図れるよう男女雇用機会均等法や育児・介



護休業法の履行を確保するとともに、子育てしやすい企業を示す「くるみん認定・プラチナくるみん認定」制度の周知や「両立支援等助成金」の活用により、仕事と家庭の両立が図りやすい職場環境の整備を促進する。

- ③ 早期の再就職を希望する子育て中の女性等について、マザーズハローワークやマザーズコーナーにおいて、就職実現プランの策定、担当者制等によるきめ細かな職業相談、就職支援セミナー等による再就職支援を行う。
- ④ 児童扶養手当現況届提出時を活用し地方自治体と連携して「出張ハローワーク 全力サポートキャンペーン」を実施し、ひとり親の就業対策を促進する。

#### 「女性の活躍推進」の目標

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務の中小企業（従業員 300 人以下）の新規届出企業数 … 15 社以上
- マザーズハローワークやマザーズコーナーにおける早期の再就職を希望する子育て中の女性等の就職率 … 92.7%

## （２）若者や就職氷河期世代に対する就労支援

若者等の安定した就職の実現に向けて、ジョブカフェちばやハローワークにおいて、未内定学生や既卒者・中退者及びフリーター（いわゆる「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等を含む）等に対する正社員就職の促進を図るとともに、千葉県と千葉労働局が連携して若者の採用・育成に積極的な企業等の周知を図り、若年者の人材育成・処遇改善の取組を促進する。

#### 共同で実施する事業

- ① 市町村等とも連携し、若年者を対象とした就職面接会や企業説明会を開催し、県内企業を学生等に PR するとともに、出会いの機会を提供する。
- ② 合同企業説明会及び新規学卒求人説明会等において、「ユースエール認定制度」及び「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業登録制度」の普及啓発を図るとともに、こうした企業情報を共有し、連携して県内の若者へ周知を図る。
- ③ 若年者地域連携事業と、ジョブカフェちばが連携し、県内企業への正社員就職を促進するとともに、地域の人材流出防止及び地元定着に係る支援を行うほか、いわゆる「就職氷河期」に就職時期を迎えた不安定就労者等に対する就職支援を行う。
- ④ 農業大学の卒業予定者等の就職支援の一環としてハローワークと協力して、就職セミナーや希望者を対象に個別相談会を開催する。
- ⑤ 高等学校の求人活動のルールについて徹底を図るとともに、公正な採用選考に向けた取組として、情報共有及び企業に対する啓発を行う。

- ⑥ 千葉県と千葉労働局が、高校生の望ましい勤労観・職業観の育成等、キャリア教育の充実を図るため、連携して取り組む。

#### 千葉県が実施する事業

- ① ジョブカフェちばにおいて、若者の正規雇用に向けた個別相談、各種セミナー、企業との交流イベント等による就職支援を行うほか、就職を希望する新規登録利用者を併設する新卒応援ハローワークに誘導する。
- ② 県内企業を対象に、若者の採用・育成に関する相談やセミナーを実施する。
- ③ ちば地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、若年無業者等の自立と就労を目指し、キャリアコンサルタントによる相談や各種支援プログラムなどを実施するほか、ハローワークにおいて、支援を必要とする対象者をサポステへ誘導する。また、ハローワークと連携し、サポステ利用者の進路決定に向けた合同面接会を実施する。
- ④ 千葉労働局のほか、経済団体等の関係機関と連携して、県内中小企業を対象とする人材採用力等の強化に向けた研修や、高校、大学等の就職指導担当者等との合同面談会などに取り組む千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 「新卒者等人材確保推進本部会議」等を開催し、千葉県及び関係機関との連携を図り、新卒者等の就職支援及び地元企業の人材確保に係る企画・調整、フリーターを含む若年者の職業意識形成支援及び離学者支援について、各取組の調整・推進を図る。
- ② 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく、青少年職場情報の提供、労働関係法令違反を繰り返す事業所に対する求人の不受理、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定「ユースエール認定制度」等について普及促進に向けた周知啓発を行う。
- ③ 新卒応援ハローワークはジョブカフェちばや学校等関係機関と連携し、既卒3年以内の求職者・未内定者・未就職卒業者に対する正社員就職に向けての継続的な支援、就職後の定着支援等を実施するとともに、中退者に対する支援機関の情報提供等、必要な就労支援に努める。

#### 「若者や就職氷河期世代の活躍促進」の目標

- 平成32年3月新卒者の就職内定率 … 前年度を上回る
- 平成32年3月までのユースエール認定企業数 … 27社
- ジョブカフェちばの正規雇用決定者数 … 1,600人
- ちば地域若者サポートステーションの就職等人数 … 84人

### (3) 治療と仕事の両立支援

疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援の取組を促進するとともに、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

#### 共同で実施する事業

- ① 労働局に設置の「千葉県地域両立支援推進チーム」を通して、地域の関係者（千葉県健康福祉部、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）による連携した、両立支援の取組の促進を図る。
- ② 千葉県に設置の「千葉県がん対策審議会がんと共生推進部会」において、がん患者・家族・企業に対して就労継続や就労支援に関する必要な情報提供を連携しながら行う。

#### 千葉県が実施する事業

- ① がんに罹患した労働者が必要な情報を得ながら、復職・就労継続をするための支援を行う。
- ② 医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の生活全般をサポートする。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 治療と仕事の両立支援について、両立支援ガイドライン及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行うとともに、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行う。また、企業の意識改革を図るため、両立支援の取組について啓発指導を行うとともに、企業内の労働者の健康管理の推進等について働きかけを行う。
- ② がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対して、拠点となるハローワーク千葉・松戸を中心に、千葉県地域両立支援チーム及びがん診療連携拠点病院等との連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援を積極的に実施する。

#### 「治療と仕事の両立」の目標

- 支援対象者の就職率 … 50%以上

### (4) 障害者の活躍促進

平成29年度における千葉県内の民間企業の障害者雇用率(1.91%)は、全国平均値(1.97%)を大幅に下回る状況であることに加え、平成30年4月1日から障害者の雇用義務の対象に精神障害のある人が追加され、法定雇用率が

0.2%引き上げられたこと、また、年々増加している精神障害や発達障害をもつ求職者の特性を踏まえた労働環境の整備及び職場定着の課題を踏まえ、千葉県と千葉労働局は、障害者雇用への理解促進を図る取組とともに、障害者並びに企業に対する支援に取り組む。

#### 共同で実施する事業

- ① 県内企業に対して障害者雇用の促進に対する理解を深めるため、法定雇用率未達企業に対する知事と労働局長の連名勸奨状の送付や地域や業種の実情に応じた障害者雇用促進セミナーを開催する。
- ② 「障害者雇用促進就職面接会」を開催し、障害者等の就職実現を図る。
- ③ 継続した治療が必要な難病患者に対して、難病患者就職サポーターと難病相談支援センターが連携した就労継続や就労に関する支援を行う。
- ④ 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者等に対する就業準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援、及び採用から職場定着までの企業支援を実施する。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 全ての障害保健福祉圏域に企業支援員を配置し、障害のある人の職域開拓や雇用管理上のアドバイスなどの継続（長期）雇用を支援する。
- ② 障害者就業支援キャリアセンター事業において、障害者や企業等への相談支援、就労準備訓練、就労支援等を実施し、障害者就労及び障害者雇用を促進する。
- ③ 障害者雇用促進のための「意識改革」事業として、障害者就労促進チャレンジ事業において、企業に対する障害者雇用の理解促進、障害者に対する就業意識啓発の向上を図るため、労働局・ハローワークと連携し、「企業向け職場見学会・企業相談会」及び「障害者向け職場見学会・交流会、短期職場実習」を開催する。また障害者雇用に関する支援制度や支援機関等を紹介するハンドブックを作成し、県内企業等へ配布することにより、企業等の障害者雇用の促進を図る。
- ④ 障害者雇用サポート事業において、障害者に対する就労に向けた基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修支援、企業に対する障害者雇用に向けた企業研修会・社内勉強会など、雇用に向けた支援を実施する。
- ⑤ 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所を認定し公表する「千葉県障害者雇用優良事業所（笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス）の認定制度及び「障害者雇用推進資金制度」により障害者雇用を促進する。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 法定雇用率未達成企業に対して、千葉労働局及びハローワーク幹部職員

による企業経営トップに対する指導を実施し、法定雇用率達成企業の増加を図る。

また、障害者を初めて雇用する中小企業への支援強化を図るとともに、中小企業に対する助成制度について、積極的な周知を行い、雇用・就業環境の改善を図る。

- ② 精神障害者や発達障害者等の雇用就業機会の拡大のため、ハローワークに配置する精神障害者雇用トータルサポーターや発達障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等の実施、医療機関との連携によるチーム支援、職場定着支援の強化、個別求人開拓等を実施する。
- ③ 精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の普及促進を図る。

#### 「障害者の活躍促進」の目標

- 法定雇用率未達成企業のうち年度内に雇用率を達成した企業数  
… 120件
- ハローワークにおける障害者等の就職件数 … 前年度実績以上

### (5) 高齢者の活躍促進

高齢者の就業を促進するために、意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における定年延長や継続雇用の促進、高齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図る。

#### 共同で実施する事業

企業等へ的高齢者雇用の必要性やメリットの理解促進に向け、「高齢者スキルアップ・就職促進事業」、「事業主向けの各種助成制度」の効果的な活用を図るため、広報紙、ホームページ、千葉県ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて積極的な周知、広報を実施し、併せて、高齢者の多様な就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業の活性化を促進するとともに、適正な運営についての指導に努める。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、中高年齢者の生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング及びセミナーなど、再就職支援及び定着支援を行う。
- ② ホームページ等を活用し、高齢者の就労促進や継続雇用制度の導入等、生涯現役社会の実現に向けた情報発信を行う。

#### 千葉労働局が実施する事業

- ① 高年齢者雇用確保措置を講じていない企業に対し、的確な助言・指導を実施するとともに、高年齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金制度の積極的な活用を図り、65歳以上定年及び66歳以上の継続雇用制度導入企業の普及に努める。
- ② ハローワークの生涯現役支援窓口を増設し、求人の開拓やチーム支援等を実施し、高年齢求職者の再就職支援の強化を図る。
- ③ 企業等に高年齢者雇用の必要性やメリット等を周知・広報する取組と、高年齢者に再就職に必要な能力を習得させる技能講習等を併せて実施する「高年齢者スキルアップ・就職促進事業」を実施し、高年齢者の再就職を推進する。
- ④ 市町村等をはじめとする地域関係者から構成される協議会の設置を促進し、地域の高年齢者の就業促進に向けて連携強化を図る。

#### 「高年齢者の活躍促進」の目標

- ハローワークにおける高年齢者（65歳以上）の就職件数  
… 前年度実績以上

### （6）外国人材受け入れの環境整備等

平成30年10月末現在の千葉県内の外国人労働者数は約5万4千人であるが、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年4月より、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人労働者の受け入れが開始されることとされており、外国人労働者が県内で安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善、安定した就労の確保、留学生に対する就職支援など、受け入れの環境の整備に積極的に取り組む。

#### 共同で実施する事業

千葉県及び千葉労働局のほか、入国管理局等の関係機関とも連携し、外国人労働者の受け入れに関して、受け入れ先となる県内企業向けに、制度の概要や雇用する際の手続き、その他、外国人労働者の雇用管理等に関する留意事項及び外国人材を受け入れるにあたっての各種支援制度等に関するセミナーを実施する。

#### 千葉県が実施する事業

- ① 外国人留学生の採用を検討している企業向けに、留学生を受け入れるために必要となる、具体的なサポート体制や入管法の制度など、採用・定着に関する基礎知識を学ぶためのセミナーを開催する。

- ② 外国人介護人材の就業を促進するため、日本語学校や介護福祉士養成施設での学費等の助成や、介護事業への就労までを一体的に支援する。また、介護施設が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る費用を助成する。
- ③ 外国人介護人材等の仕事や生活上の悩みなどの相談・支援を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置する。また、介護外国人受入施設等でのパワハラ等の離職を防ぐため、施設職員を対象とした研修を実施する。
- ④ 外国人技能実習制度における技能評価試験として、技能検定（基礎級・随時3級・随時2級）を、千葉県職業能力開発協会と連携して実施する。
- ⑤ 労働局等が実施する外国人雇用対策に係る各種取組内容について周知を図る。

#### 千葉県労働局が実施する事業

- ① 外国人雇用事業所に対して、監督署とハローワークが連携し、適正な労働条件の確保や雇用管理改善に向けた訪問指導を実施することにより、外国人労働者の雇用環境の整備を図る。
- ② 留学生等の採用を検討している企業に対しては、雇用管理に関する相談支援等を実施し、留学生等の就職を促進するとともに、採用後の職場適応及び定着に係る支援を行う。
- ③ 新たな在留資格による外国人材等の安定した就労が確保されるよう、県内6カ所のハローワークに設置している「外国人雇用サービスコーナー」を中心に、外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- ④ ハローワーク千葉及び松戸に設置している留学生コーナーにおいて、在学早期段階からの就職意識啓発等支援を行い、学卒ジョブサポーターによる出張相談や就職ガイダンスを実施する。
- ⑤ 技能実習生の労働条件確保のため、監督署は出入国管理機関等と連携して必要な指導を行うほか、改正入管法に基づく特定技能外国人についても関係機関と連携して必要な指導を行う。

#### 外国人材受入れの環境整備の目標

- ハローワークにおける事業所訪問件数 … 前年度実績以上

#### (7) ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進及び企業の人材開発への支援

人手不足感等の地域ニーズを踏まえ、千葉県地域訓練協議会で策定された総合的な訓練実施計画に基づき、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組む。また、訓練機会の少ない非正規労働者や障害者、子育て女性向けの訓練コースの充実を図る。

### 共同で実施する事業

- ① 訓練受講生確保と求職者への適切な受講あっせんのため、共同で訓練説明会及び訓練実施施設の見学会を開催し、訓練施設や各訓練コース等の正確な情報提供を行う。
- ② 長期高度人材育成コース及び「子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練」により、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。
- ③ ハロートレーニングの周知広報に努め、認知度向上と活用促進を図る。
- ④ ハロートレーニングをより効果的なものとするため、地域における職業訓練の質の検証・改善に取り組む。
- ⑤ ものづくり分野の人材の確保・育成のため、技能検定制度や若者の受検料減免措置の周知・広報に、千葉県職業能力開発協会と連携して取り組む。

### 千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局から提供される雇用情勢等の求人・求職情報により、人材不足分野や今後、成長が見込まれる分野等の職業訓練コースを充実させ、効果的な委託訓練を実施する。
- ② 県立高等技術専門校において、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点として、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。
- ③ 千葉労働局の協力を得つつ、訓練受講生確保のため、訓練説明会の開催及び訓練実施施設の見学会を積極的に行う。また、訓練受講生の就職支援のため、積極的なジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、最新の就職状況を把握し千葉労働局に情報提供する。
- ④ 障害者が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得できるよう、障害者高等技術専門校や我孫子高等技術専門校（事務実務科）において、専門の職業訓練を実施し、就労支援を図る。
- ⑤ 労働者のキャリア形成を促進し、地域における人材育成を支援するため、千葉県職業能力開発協会と連携して、技能検定制度を推進する。

### 千葉労働局が実施する事業

- ① 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を、千葉県及び機構千葉支部に体系的に提供する。また、それらの共有した情報を踏まえ、地域訓練協議会において、公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練分野や訓練規模等を調整のうえ、人材ニーズ等を反映した地域全体のハロートレーニングの「総合的な訓練実施計画」を策定する。
- ② 求職者支援訓練について、雇用保険を受給できない者の第二のセーフティネットとして機能するよう、地方公共団体や関係機関と連携し、生活困窮者等を円滑に訓練に誘導するとともに、ハローワークを利用していない



潜在的な対象者に対する効果的な周知に取り組む。

また、柏わかものハローワーク、マザーズハローワークちばにおいて、的確な情報提供と誘導・あっせんを行い、職業訓練受講給付金の支給業務を含めたワンストップ化による支援の充実を図る。

- ③ 千葉労働局及びハローワークは、千葉県が実施する委託訓練実施機関及び県立高等技術専門校と連携し、訓練受講中からジョブ・カードを活用した積極的なキャリア・コンサルティングの実施や就職活動日を利用した職業相談を行い、訓練終了後に正規雇用を目指した早期就職を支援する。
- ④ 企業に対する雇用率達成指導等の機会をとらえて、障害者の職業訓練ニーズを把握し、千葉県へ情報提供を行う等、適切な訓練コースを設定できるよう支援するとともに、千葉県が円滑に訓練の運営ができるよう、訓練コースの周知や訓練施設の見学等受講者確保の協力を行う。

#### 「ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進及び企業の人材開発への支援」の目標

- 公共職業訓練（離職者訓練）修了者の就職率 … 施設内訓練 80%  
委託訓練 75%
- 求職者支援訓練修了者の就職率 … 基礎コース 55%  
実践コース 60%

#### 4 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

##### 一体的に実施する事業

- ① 主に中高年齢者や子育て中の女性の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、千葉県は生活就労相談、キャリア・コンサルティング、セミナーや企業と求職者の交流会等を、ハローワークは職業相談・職業紹介や、求人情報及び労働市場の情報提供等、双方が連携のうえ一体的に実施する。
- ② 千葉県は市町村出張版セミナー及び相談会等を、千葉労働局は再就職支援セミナー及び企業説明会等の開催を通じて、それぞれ千葉県ジョブサポートセンターへの利用促進を図り、再就職支援に繋げる。
- ③ 千葉県ジョブサポートセンターは、ハローワークプラザちば、マザーズハローワークちば等と連携し、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。

### 「一体的実施事業の推進」の目標

- 千葉県ジョブサポートセンター利用者数 … 7,600人
- 千葉県ジョブサポートセンター就職決定数 … 340人
- 千葉県が行う生活就労相談窓口から  
国が行う職業相談・紹介コーナーに誘導した者 … 130人

## 5 その他の連携した取組

- ① 国及び県が実施する各種助成制度等の周知を協力して行う。
- ② 千葉労働局で作成する雇用失業情勢等、雇用に関するデータについて、千葉県と千葉労働局で共有する。
- ③ 県内に大量の雇用調整が発生した場合、千葉県、千葉労働局及びハローワークが地元市町村等と連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。また、離職の時期や規模、企業自身の対応などの情報収集に努めるとともに、必要に応じて合同相談会や千葉県ジョブサポートセンターの出張相談やセミナーなどを実施する。
- ④ 働く上で必要な最低限のルールを学ぶ若者を対象とした講座や、労働問題に対する正しい理解と知識を習得する県民向けの労働大学講座を実施する。
- ⑤ 県内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の取組を支援するため、専門アドバイザーの派遣、研修会の開催等を行う。
- ⑥ 農業分野の労働力確保に向けて、県と農業関係団体で構成する検討会議において、千葉労働局と雇用情勢や、魅力ある職場づくりに向けた施策などについて情報共有する。